

令和 8 年度 八王子市介護支援専門員研修 地域援助技術
～ケアマネジャーの業務と役割～

令和 8 年 9 月 8 日（火）18:30～20:15

八王子市役所本庁舎 8 階 801・802 会議室

司会：八王子介護支援専門員連絡協議会 理事 平川 亜衣

1. 開会挨拶

八王子市福祉部高齢者福祉課介護給付担当 主査 今川 圭吾 氏

2. 講義「パンフレット作成の経緯と目的」

指定居宅介護支援事業所にゆう 加藤 治也 氏

3. 講義「ケアマネジャーの業務と役割について」

八王子市高齢者あんしん相談センター元八王子

八王子市第一層生活支援コーディネーター 林 一矢 氏

4. 講義「社会福祉協議会ができること」

八王子市社会福祉協議会

成年後見・あんしんサポートセンター八王子 主査 松重 香 氏

5. グループワーク

6. 閉会挨拶

八王子介護支援専門員連絡協議会 副会長 金沢 義幸 氏

7. 事務連絡

令和8年度現任研修 「地域援助技術」 ～ケアマネジャーの 業務と役割

パンフレット作成の経緯と目的

パンフレット作成の
経緯と目的

令和7年度 現任研修「地域援助技術」

令和8年1月20日（火）

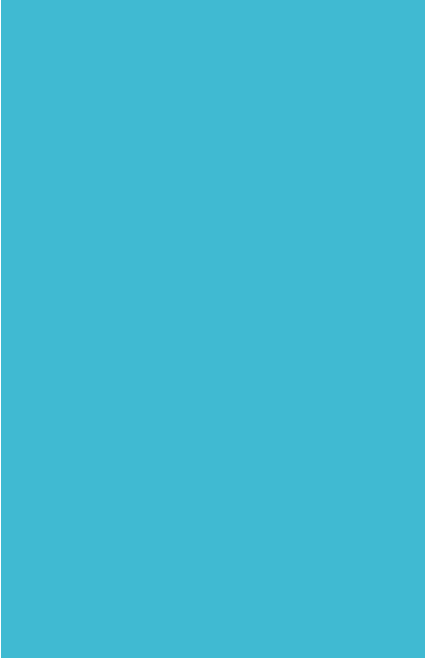
東浅川保健福祉センター

「居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーが行う法定外業務について」
のアンケート集計結果
を受けて。

介護支援専門員業務整理検討会 開催

1. 開催目的

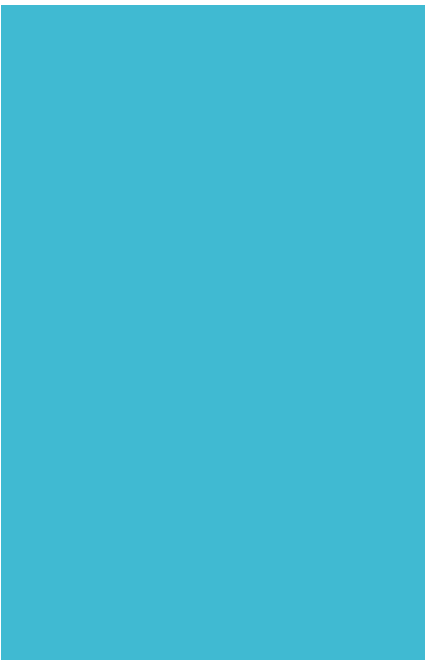
介護支援専門員の業務適正化に向け、利用者や関係機関に介護支援専門員の業務内容を理解していただくとともに、介護支援専門員の法定外業務について、適切な繋ぎ先を提示することを目的としたパンフレットを発行するために、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、市職員で意見交換を行う検討会を開催する。



2. スケジュール

第1回検討会 令和8年5月25日（月）
午前9時30分～12時

第2回検討会 令和8年7月14日（火）
午後2時～4時30分



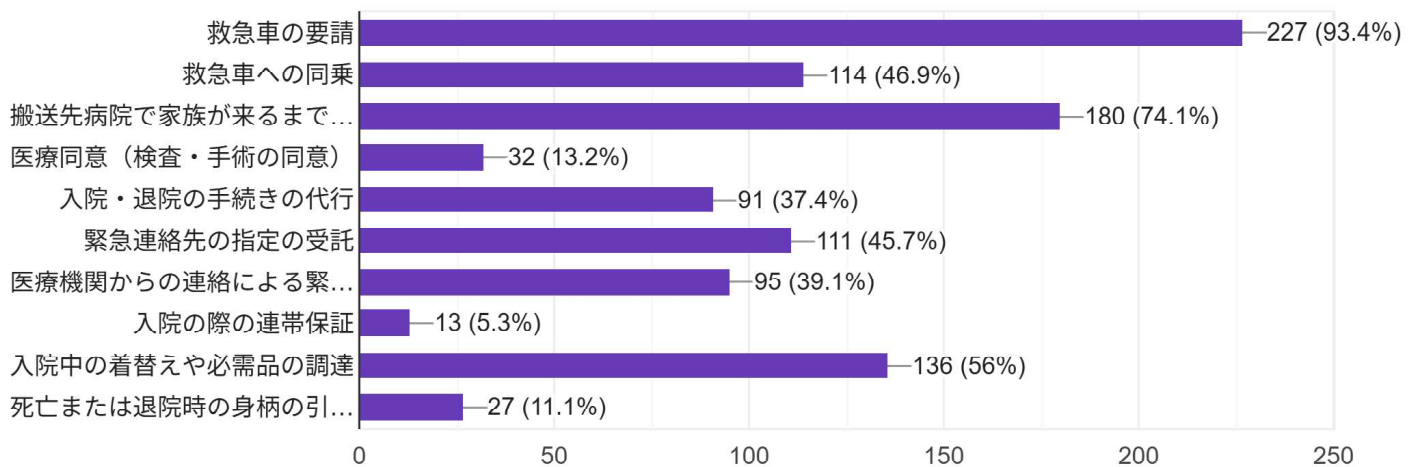
今回パンフレットを作成するにあたり、
アンケート集計結果より上位に位置付けられ
た項目等を中心に掲載した。

「居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーがおこなう法定外業務について」アンケート集計結果より

7

④医療機関への入退院時の手続き（複数回答可）

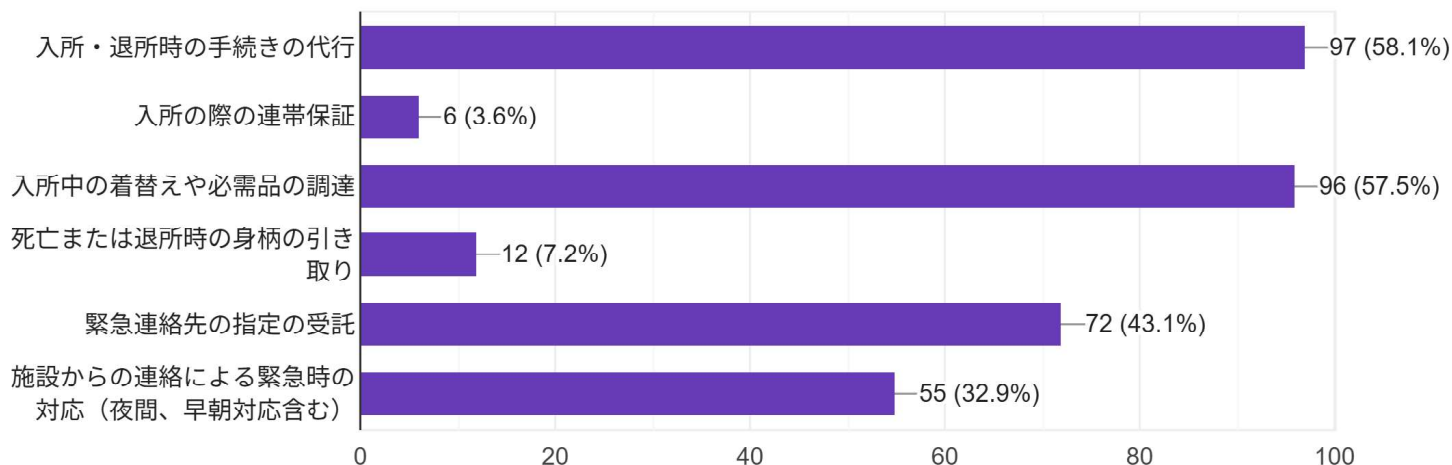
243 件の回答



8

⑥施設への入退所時の手続き（複数回答可）

167 件の回答



9

日常生活支援

順位	支援内容	回答数	割合
1	受診同行・説明代行	226	85.0%
2	通院の付き添い・介助	202	75.9%
3	書類の代読・代筆	188	70.7%
4	部屋の片づけ・ゴミ出し	171	64.3%
5	長時間の傾聴	170	63.9%
5	薬の受け取り	170	63.9%
7	薬の仕分け・服薬介助	163	61.3%
7	携帯電話の操作や手続き	163	61.3%
9	郵便物・通知書類の内容確認	162	60.9%
10	買い物代行	147	55.3%

10

日常生活支援

順位	支援内容	回答数	割合
11	おむつ交換などの身体介護	127	47.7%
12	日常的な安否確認	118	44.4%
13	郵便・宅配便の発送・受け取り	115	43.2%
14	部屋の電球交換	112	42.1%
15	調理・食事の温め・配膳	110	41.4%
16	深夜・休日の急変時対応	103	38.7%
17	税金・公共料金・家賃の支払い代行	98	36.8%
18	買い物への同行	83	31.2%
19	通院の送迎	81	30.5%
19	日用品や家具の購入・処分	81	30.5%

11

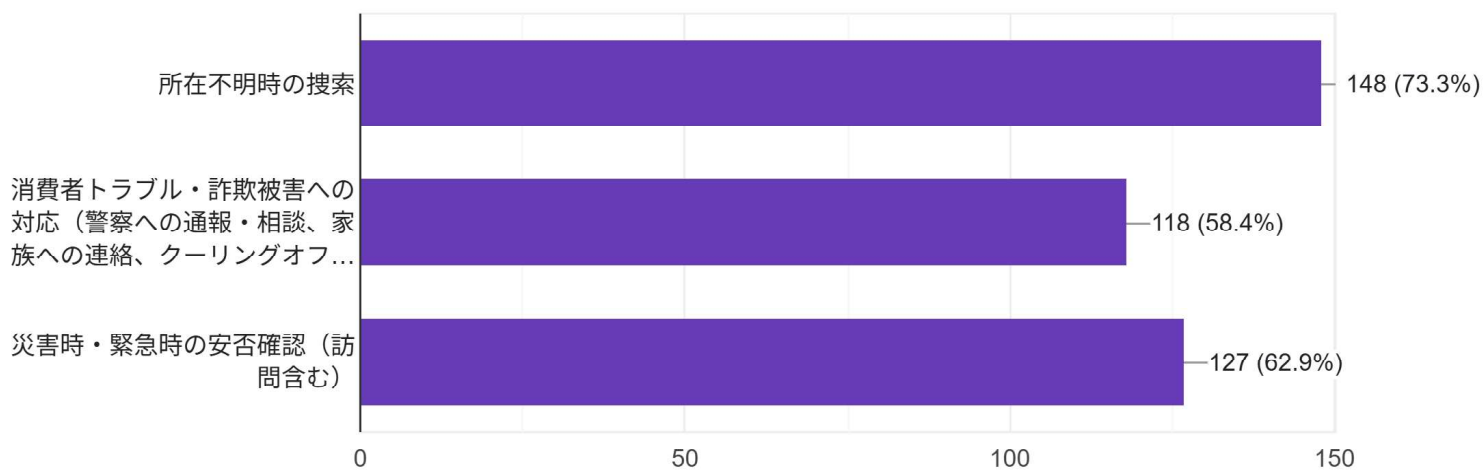
日常生活支援

順位	支援内容	回答数	割合
20	診察代の支払い	73	27.4%
21	引越しの手伝い・荷作り	72	27.1%
22	預貯金の引き出しや振り込み	60	22.6%
23	除雪作業	47	17.7%
24	自宅の鍵預かり	45	16.9%
25	害虫・害獣の駆除	44	16.5%
25	診察代の立替え	44	16.5%
27	生活費等の金銭管理	32	12.0%
28	ペットの世話	21	7.9%
29	家屋の修理	20	7.5%

12

⑩警察、地域住民との連携（複数回答可）

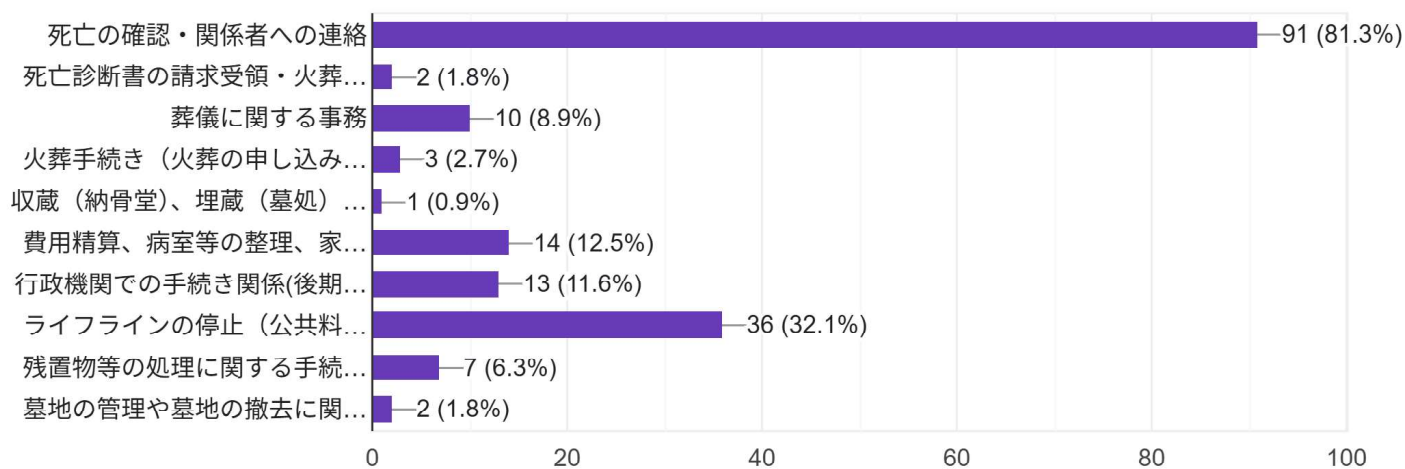
202 件の回答



13

⑯死後事務（複数回答可）

112 件の回答



14

ケアマネジャーの 業務と役割について

八王子市第一層生活支援コーディネーター
100年活躍ナビゲーター
林 一矢

ケアマネジャーの業務内容

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、
要介護認定を受けた方やご家族の相談をお聞きし、介護保険のサービスを利用しながら、**その人らしい生活が続けられるよう支援する専門員**です。
困っていることの解決方法や、希望する暮らしを実現する方法と一緒に考えます。

ケアマネジャーは、ご本人やご家族の気持ちに寄り添い、
自分らしい生活が続けられるよう、
安心して暮らせる地域づくりにもつなげます。



ご本人の状況や困りごとの把握

ご本人やご家族から、利用者の心身の状態や環境、生活歴、困っていること、どんな生活がしたいかなどを聞き取ります。



ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

ご希望に応じた生活ができるよう、適切な支援やサービスを位置付けた介護全体の計画(ケアプラン)を作成します。



サービス事業者等との連絡・調整

八王子市やサービスを提供する事業所とご本人の間に入って、連絡や調整を行います。



その他

- 要介護認定申請代行
- 介護保険施設の紹介
- 入退院時の医療機関への情報提供
- 特別養護老人ホーム・グループホーム入所申込時の意見書の記載
- 住宅改修理由書の記載
- など

サービス担当者会議の開催

ご本人・ご家族のほか、ケアに関わる専門職が集まる会議（サービス担当者会議）を開催し、ご本人の支援について、目標や役割分担などについて検討、共有を行います。



定期的な訪問（モニタリング）

定期的にご自宅を訪問し、ケアプランに位置付けたサービスが本人の状況に合っているか、確認を行います。必要に応じ、ケアプランの見直しを行います。



給付管理業務

介護保険サービスを利用した際の、介護給付費の管理を行います。



※内容は変更となる場合があります。ご利用の際は最新の情報をご確認ください。（2026年8月現在）

救急車への同乗・入退院時における手続きで起こりうるトラブル事例

ケアマネジャーの業務には法律上の**同乗業務**や**入退院時における手続き**はありません。

利用者の体調がすぐれず、救急車を呼び、救急隊から同乗をお願いされ、病院に付き添ったケースです。

家族等と事前に話をしておかなければ、病院でさまざまな依頼を受けることになります。

対応のポイント

- ・緊急時の同乗や入退院時における手続きは、**原則として行わず**、家族や関係者に連絡・対応を依頼しましょう。
- ・**救急医療情報**（持病・薬・かかりつけ医・緊急連絡先・意思確認方法など）を整えておきましょう。
- ・日頃から**家族や本人に頼んでいただける環境**をつくり、**本人の安心と支援者の負担軽減**につなげましょう。



慌てて救急車に同乗したり、入退院時における手続きを行うと、時間・手続き・検査などで夜遅くまで対応することになり、本人・家族にも、決して良い対応とは言えません。



大切なこと

事前の備えと家族・関係者との連携が、**利用者の安心と支援者自身を守る**ことにつながります。

引き出し支援で起こりうるトラブル事例

良かれと思って支援したことが、**支援者自身のリスク**になることがあります。

利用者から「お金をおろしてきてほしい」と頼まれ、良かれと思って支援したところ、警察に不審に思われたり、本人や家族から「お金をとられた」と言われてしまったケースです。

対応のポイント

現金の引き出しや管理は、**原則として支援者が行うべきではありません**。
地域福祉権利擁護事業等の財産管理をしていただける**機関**につなぎましょう。



大切なこと

困りごとを早めに相談し、適切な制度や専門機関を利用することが、利用者も支援者も守ることにつながります。

つなぎ先の例

地域福祉権利擁護事業
日常生活自立支援事業
成年後見制度 など

所在不明時の捜索や警察等での身柄引き取りで起こりうるトラブル事例

良かれと思って対応したことが、ケアマネジャー**本来の業務に影響**することがあります。

いるはずの利用者が自宅におらず、家族やサービス提供者から連絡を受け、ケアマネジャーが急遽予定を調整して探すことになったケースです。
すぐに見つかればよいですが、事故やけが・お店や他者とのトラブル・帰り道が分からず命の危険につながることもあります。
ケアマネジャーとして放っておくことはできませんが、**利用者を探すこと自体はケアマネジャーの法定業務ではありません。**

対応の ポイント

- ・早期発見・早期対応が何よりも大切です。
- ・探すことよりも、事前の**予防策と安全対策の提案・支援**がケアマネジャーの役割です。
- ・家族や関係機関、地域と連携し、本人が安心して暮らせる環境づくりを進めましょう。
- ・完全な対応は難しいですが、複数の方法を組み合わせることでリスクを軽減できます。

予防策・ 安全対策の例

- ・高齢者探索機器の導入支援 ・みまもりあいアプリなどICTの活用支援
- ・家族への助言（出かける前の声かけ・声かけルールの共有）
- ・近隣住民への見守り支援への協力依頼 ・本人の行動パターンの把握と対応方法の検討 など



大切なこと

「探すこと」ではなく、「起こりうる事態を防ぐこと・備えること」がケアマネジャーの役割です。
本人の安全と安心を守り、支援者自身の負担やリスクを減らすために、日頃からの対策を進めましょう。

買い物などの家事支援で起こりうるトラブル事例

良かれと思って支援したことが、ケアマネジャー**本来の業務に影響**することがあります。

利用者から「買い物に行けない」「食べるものがない」と相談され、心配になって買い物を手伝ったケースです。

買い物などの家事支援は、絶対に行ってはいけない行為ではありません。

しかし、一度対応すると、毎回頼まれるようになる・断りづらくなる・関係性が崩れる・金銭管理などのトラブルにつながるなど、
本来のケアマネジメント業務に支障をきたす恐れがあります。

対応の ポイント

- ・家事支援が継続的に必要な場合は、ケアマネジャーが担うのではなく、**適切なサービスへつなぎ**ましょう。
- ・ケアマネジャーの役割は、「代わりに行うこと」ではなく、「**必要な支援につなぐこと**」です。
- ・本人が安心して生活を続けられる支援体制を整えることが大切です。

つなぎ先の例

- ・自費の訪問介護サービス ・住民主体による訪問型サービス ・シルバー人材センター ・ういずサービス など

大切なこと

必要な支援は適切な制度・サービスにつなぐことが、**利用者の安心とケアマネジャー自身を守る**ことにつながります。



ケアマネジャーの活用できるツールの紹介 (八王子市版)

救急医療情報・救急安心シートとは (八高連が作成)

高齢者の救急現場では、自分の症状や持病などをうまく説明できない場合があります。救急隊がその情報を把握するまで時間を要することがあります。

八高連では、救急病院が必要とする、持病、服用中の薬、かかりつけ病院、緊急連絡先などの情報を「救急医療情報」にあらかじめ記載していただき、その情報を活用して救急隊が救急病院へ連絡することによるスムーズな救急搬送を目指しています。

このシートは、**救急対応時に**
ケアマネジャー・家族・本人が
救急対応をスムーズにおこなって
いただくためのものです。



このシートを準備しておくメリット

- ✓ 救急隊が必要な情報を早く把握でき、スムーズな搬送につながります
- ✓ 救急病院が事前に情報を得ることで、適切な治療の準備ができます
- ✓ 本人が説明できない場合でも、安心して対応できます
- ✓ ご家族やケアマネジャーの負担軽減にもつながります



いざという時の
備えが安心に
つながります

救急医療情報

本用紙はおおむね65歳以上もしくは在宅医療の方を対象としています。

住所	八王子市	町	丁目	番	号
ふりがな					
氏名	年 月 日 生 (歳)				
電話番号	042-		携帯	-	

現在治療している病気	高血圧・糖尿病・心臓病・脳卒中・整形外科・その他 ()
過去の病気等	

かかりつけ医①	よく利用する高齢者施設等
医療機関名:	施設名:
主治医名:	連絡先:
	担当者:
かかりつけ医②	
医療機関名:	
主治医名:	

緊急連絡先 (家族・親族・福祉関係者・ケアマネジャーなど)			
氏名	職別	住所	電話番号

☆もしもの時、医師に伝えたいことがあればチェックしてください。

☐ できるだけ救命、延命をほしい	☐ 看護をやわらかな態度で希望する
☐ なるべく自然な状態で見守ってほしい	☐ その他 ()

高齢者の所在不明時の早期発見ツール

(八王子市の取組み)

八王子市では、行方不明時の早期発見に役立つツールや制度を提供しています。

1 認知症高齢者探索機器 (GPS) の貸与

小型のGPS端末を貸し出し、ご家族がスマートフォンなどで現在地を検索できるようにするツールです。
この制度には、万が一の事故に備える日常生活賠償保険が付帯されます。



2 高齢者見守りシール

衣服や持ち物、杖などに貼り付けておく見守りシールです。
行方不明になった際、シールに記載のフリーダイヤルに電話することでご家族と連絡が取れる仕組みになっています。



3 みまもりあいアプリ

スマートフォンで利用する無料のアプリで、登録している方が「協力者」です。認知症高齢者が行方不明になった際、家族等がアプリから探索依頼を配信すると、協力者がその情報を受信します。探索依頼には、高齢者の写真や特徴等の情報が記載されています。



八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会 (通称: 八高連) とは

八高連は、八王子市内の救急病院や医師会、消防、行政等が連携し、高齢者の救急医療体制の充実を図ることを目的に活動しています。

八王子市 住民主体による訪問型サービスとは

地域の困りごとを、**住民同士の助け合い**で支えるサービスです。

八王子市内には現在 **43 団体** が活動しています。(市内全域)

住民の困りごとは地域によって違うため、自分たちが住んでいる地域に必要なこと、
の中で、自分たちが無理なく続けられることを活動メニューとして考えています。



活動メニューは団体ごとに違います

団体ごとに地域の実情に合わせて、さまざまな活動を行っています。



利用料金も団体ごとに違います

利用料金は団体ごとに決めています。
活動内容や時間によって異なります。



※利用の際には、事前に
料金の確認をお願いします。

利用方法の確認先

- ✓ 八王子市地域包括ケア情報サイト
 - ✓ 生活支援コーディネーター
 - ✓ 直接、団体にお問い合わせ
- 内容や利用方法は、必ず事前にご確認をお願いします。

市の保険が適用されています

団体登録している団体には、市の補償保険が適用されています。
(介護保険事業所のような手厚い保険ではありませんが、活動支援のためのサポートを行っています。)

ただし
住民どうしの活動として八王子市では
軽介助を含む、身体介護のメニューは
すすめていませんので、利用者が転倒を
した際などの利用者への保険は適用外に
なります。

よくあるご相談:

「近所の方に自宅に来てもらおうと、個人情報や地域に知られてしまうので利用が難しい…」

- 団体にも**守秘義務**がありますので、個人情報は守られます。
- それでも、プライバシー面が心配な方は、**シルバー人材センター**や**有償型のヘルパー派遣**などの利用も検討してください。
- 地域に住んでいる方に情報が知られることは、デメリットだけではなく、メリットもあります。

メリットの例

- ・災害時に支援してもらえる
- ・認知症で道に迷ったときに声をかけてもらえる
- ・日頃の見守りにつながる など

ご本人・ご家族に、
メリットとデメリットの
両面をお伝えし、納得して
利用を検討できるよう
支援しましょう。

利用の手順

- 1 内容を確認
団体ごとの窓口となる
コーディネーターに連絡し、
活動内容・利用料金・
利用可能な曜日や時間などを
確認します。
 - 2 登録ボランティアの
派遣調整
コーディネーターが
登録ボランティアの
調整を行います。
 - 3 ご自宅への訪問
調整後、登録ボランティアが
ご自宅に訪問し、
サービスを提供します。
- ⚠ コーディネーターが調整対応している曜日や時間は、団体ごとに異なります。
事前に必ずご確認ください。



利用の検討や情報収集は、**生活支援コーディネーター**や各団体にお気軽にご相談ください。

ち いき あん しん くら
地域で安心して暮すために

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう
地域福祉権利擁護事業



こんなことで
こま
困っていませんか？

- 福祉サービスを利用したいけれど、
どうすればいいの？
- 最近、よく通帳のしまい場所を
さい きん つう ちょう ば しょ
忘れてしまう。
- 家賃や電気・ガス代を忘れずに
や ちん でん き だい わす
払いたい。
- 大切な書類を
たい せつ しよ るい
なくさないか心配。

ふく し り よう て つづ にち じょう きん せん かん り て つた
福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理のお手伝いをします。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

Q どのような人が利用できますか？

A 都内で生活されている方で、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方にご利用いただけます。

ご本人との契約によるサービスとなりますので、ご本人の利用希望とこの事業でお手伝いする内容を理解いただける必要があります。



Q どのようなお手伝いがありますか？

A 「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」を組み合わせ利用いただけます。

※「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」だけの利用はできません。

基本サービス

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

こんな時

- 福祉サービスを利用したいけれど、どのように手続きしたらよいかわからない
- ケアプランを作成する時に自分の意向を伝えてほしい
- 福祉サービスの利用料の支払いを忘れてしまう など

次のようなお手伝いをします

- 福祉サービスについての情報提供、助言
- 福祉サービスを利用する時や、やめる時の手続き
- 福祉サービスの利用料を支払うための手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など



オプションサービス

にちじょう てきぎん せんかん り

日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

こんな時

- 公共料金や家賃の支払いをしてほしい
- 銀行での払戻しや預入れなどの手続きに不安があるなど

次のようなお手伝いをします

- 年金や福祉手当を受け取るための手続き
- 税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続き
- 日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ など

☆ ご希望や状況に応じて、これらの預貯金の払戻しなどに使用する通帳や銀行印をお預かりすることもできます。



しょるい どうあす

書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

こんな時

- 年金証書や保険証書など大切な書類の保管が心配
- 普段使っていない通帳を、どこにしまったのか忘れてしまう

次のようなお手伝いをします

- 金融機関の貸金庫で、大切な書類をお預かりします。
- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 (1,000万円程度以内) ③ 権利証
- ④ 契約書類 ⑤ 保険証書 ⑥ 実印 ⑦ 銀行印 など

☆ 頻繁な出し入れがあるものや、期日管理が必要な書類、自宅や貸金庫の鍵、宝石、骨董品等はお預かりできません。



Q お手伝いをする人は誰ですか？

A お住まいの地域の社会福祉協議会等の「専門員」と「生活支援員」がお手伝いします。

困りごとや悩みごとについて相談を受け、ご本人の希望を聞いて支援計画を作ります。契約後も、定期的にご自宅等を訪問し、状況や希望の確認をします。支援計画を変えたい場合や、心配な点があればいつでも相談してください。



専門員

契約後に、支援計画にそって、ご本人のお宅等へ訪問し、福祉サービスの利用手続きや、日常生活の金銭管理のお手伝いをします。



生活支援員



利用するにはどうしたらいいですか？

A まずは、お住まいの地域の社会福祉協議会等にご相談ください。

■ 支援の流れ	■ 支援の内容
①相談受付	お住まいの地域の社会福祉協議会等にご相談ください。 
②訪問調査・関係調整	担当者がおうかがいします。 お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。 ●専門員がご本人の自宅等に訪問し、ご本人の状況や利用意思、契約能力についての確認をします。 ●ご本人の希望や生活の様子に合わせて支援計画を作成します。 ●ご本人の契約能力の確認が難しい場合は、東京都社会福祉協議会に設置されている契約締結審査会で審査します。 
③契約	利用契約を結びます。 お手伝いの内容や約束事を書いた「契約書」と「支援計画」をご本人に確認いただいた後、担当の「生活支援員」を紹介し、契約を結びます。
④支援開始	サービスを開始します。 ●担当の生活支援員が自宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行います。 

☆ 支援開始後は専門員が定期的に訪問して、支援計画の適切さを確認します。

- 必要に応じて支援計画を見直します。
- お困りのことや相談がある時は専門員や生活支援員にお話ください。

☆ ご本人が解約を申し出た場合や契約を続けることが出来なくなった場合には解約になります。

- 成年後見制度の利用（7ページ参照）など、ご本人の生活にふさわしい他の支援がある場合には、その支援を利用できるようにお手伝いします。



☆ 安心してご利用いただくために、弁護士・医師・福祉の専門家からなる契約締結審査会で、ご本人との契約内容の審査などを行っています。



利用料はいくらかかりますか？

A

契約を締結するまでの相談や、支援計画の作成などは無料です。
契約締結後の支援から有料になります。

東京都内基本料金

■ 援助の内容		■ 利用料
①福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,500円 1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
②日常的金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	
	通帳等をお預かりする場合	1回1時間まで3,000円 1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
③書類等預かりサービス		1ヵ月1,000円

☆ 上記利用料のほか、実費分（利用者宅から金融機関や行政窓口等に出向いた時の交通費など）は負担していただきます。

☆ 生活保護世帯の方の利用料につきましては、地域の社会福祉協議会等の相談窓口にお問い合わせください。



この事業を利用するなかで、希望や苦情がある場合にはどうしたらいいですか？

A

希望や苦情がある時には、担当している専門員や生活支援員に相談してください。また、苦情は、下記の福祉サービス運営適正化委員会に直接申し出ることもできます。

苦情などの受付電話

福祉サービス運営適正化委員会 事務局
TEL.03-5283-7020

●ち い き ふ く し け ん り よ う こ し ぎ ょ う地域福祉権利擁護事業り よ うはこのようにご利用いただいています。

高齢のAさん

Aさん(70代)は一人暮らし。最近、物忘れが多くなりました。同じ品物をいくつも買ってしまったり、通帳や印鑑をどこにしまったのか忘れてしまうこともたびたびありました。また、家事も自分ひとりでこなすことが大変になっていました。

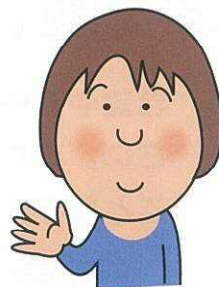


Aさんの困りごとを知った地域包括支援センターの職員はAさんに地域福祉権利擁護事業を紹介し、後日、専門員と一緒にAさんの自宅を訪問しました。専門員から事業の説明を聞き、身寄りのないAさんは地域福祉権利擁護事業を利用することにしました。

契約後はAさんの希望で社会福祉協議会が通帳・印鑑を預かり、生活支援員が見守りを兼ねて月2回訪問し、銀行に同行して生活費を払い戻したり、必要な時には公共料金の支払いをお手伝いしています。また、地域包括支援センターの支援により介護保険の申請も進め、家事をお手伝いするためのホームヘルプサービスを利用することができるようになり、Aさんは生活の落ちつきを取り戻しました。

知的障害があるBさん

知的障害があるBさん(30代)は、2カ月前からアパートで一人暮らしを始めました。Bさんは初めて自分で通帳を持ち、様々な手続きをすることに不安があったことから、通っている作業所の職員と一緒に社会福祉協議会に相談しました。



Bさんには「一人で色々なことが出来るように練習していきたい」という希望がありました。そこで、契約後は月2回、生活支援員が自宅を訪問し、Bさんと一緒に支払いが必要なものを確認して、お金の使いみち等を話し合い、金融機関に同行しています。Bさんは自分で手続きをすることに少しずつ自信がついてきました。

また、Bさんのお手伝いをするなかで、「食生活が偏りがちだ」ということがわかり、専門員はホームヘルプサービスの利用を勧めました。今は、買い物や料理などをヘルパーと一緒に楽しく行っています。



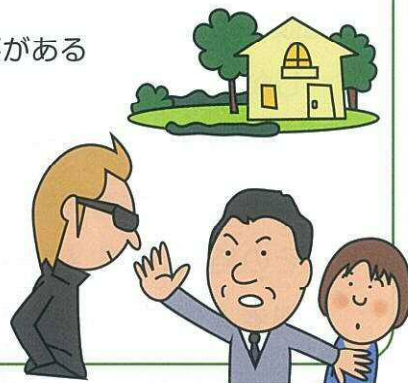
地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の違いは何ですか？

A

地域福祉権利擁護事業は、ご本人との契約により、日常生活の範囲内で
お手伝いする事業です。以下のような場合は、成年後見制度の利用が適切です。

- 認知症や障害の状態が重く、本事業の契約ができない
- 頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約を取消す必要がある
- 不動産の売却や老人ホームなどへの入所の契約
- 遺産分割協議

・・・など「重要な財産管理や法律行為」、「療養看護等に関する契約」などが必要な場合



成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や身上かん護などを支援するしくみで、「任意後見制度」と「法定後見制度」との二つがあります。

任意後見

本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、療養看護や財産管理などに関する代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見

判断能力の程度など本人の状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。



☆ 地域の社会福祉協議会等では、成年後見制度を利用するためのご相談にも応じています。詳細は地域の社会福祉協議会等へお問い合わせください。

☆ 成年後見制度についての詳細は下記ホームページでもご覧いただけます。

- 東京家庭裁判所後見サイト

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>

- 法務省民事局

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>



● ^{ち いき ふく し けん り よう こ し ぎょう り よう むずか}地域福祉権利擁護事業の利用が難しくなった時には、
^{せい ねん ごう けん せい ど り よう て つだ}成年後見制度を利用するためのお手伝いもします。

Cさん(80代)は一人暮らし。地域福祉権利擁護事業を利用しながら、生活をしていましたが、身体状況の低下と認知症が進み、自宅で暮らすことが難しくなってきたため、施設へ入所することになりました。

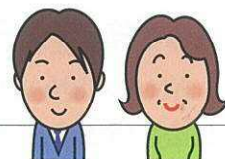
しかし、Cさんは「難しいことはわからない」と、施設選びや入所手続きに不安を訴えました。そこで社会福祉協議会は成年後見制度の利用を提案し、Cさん自身が申し立てて成年後見制度を利用することになりました。

その結果、保佐人が選任され、Cさんの希望に添って様々な施設を一緒に見学し、有料老人ホームへの入所手続きを行いました。また、今後の生活にかかる費用を考え定期預金を解約する必要もあったことから、保佐人が支援し、あわせてその手続きも行ないました。

今、Cさんは心配なことは保佐人に相談をしながら、有料老人ホームで安心して暮しています。



^{そう だん}ご相談は ^すお住まいの ^{ち いき}地域の ^{しゃ かい ふく し ぎょう ぎ かい どう}社会福祉協議会等へ…



■ 発 行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ内 TEL 03-3268-1149 FAX 03-3268-7222